

マイナ保険証の利用をご検討ください

令和6年12月2日から、保険証の新規発行・再発行ができなくなりました。
マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひマイナ保険証の利用をご検討ください。

マイナ保険証を利用するメリット

1. より良い医療を受けることができます

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定検診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、適正な医療が受けられます。

2. 自身の健康管理に役立ちます

マイナポータルで、自身の特定検診情報と薬剤情報を確認できます。

3. 高額医療費の限度額適用認定証等の提示が免除されます

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

4. 健康保険証としてずっと使えます

就職や転職、引越しをしても、マイナンバーカードを保険証としてずっと使えることができます。

ただし、医療保険者が変わる場合は、これまでと同様に加入・喪失の届け出が必要です。

マイナ保険証の利用申し込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申し込みが必要です。
健康保険証利用の申し込みは、マイナポータルや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みは

当日その場で
いいのね♪

医療機関・薬局の 受付でもOK！



マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申し込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



マイナ保険証の使い方

とっても
カンタン！

マイナンバーカード

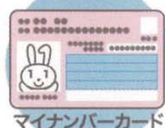


1

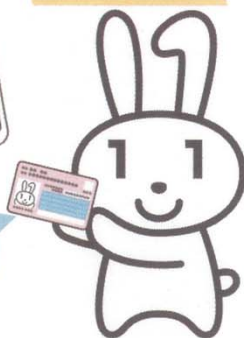
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2

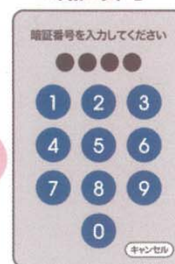
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の予約以外の診療・お薬情報
を医療機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

マイナ保険証をお持ちでない場合

- ・マイナ保険証をお持ちでない方は「**資格確認書**」で保健医療が受けられます。
- ・お手元にある資格確認書等は、**券面に記載してある有効期限まで使用可能**です。**(有効期限まで破棄しないようご注意ください。)**
- ※ 転職・転居等で加入している保険者が変わった場合は使えなくなります。
- ・マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある資格確認書等が**使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、保険診療を受けることができます。**

「資格確認書」が交付される人

- ① 次に掲げる方には、申請いただくことなく、「資格確認書」が交付されます。
 - ・ マイナンバーカードを保有していない方
 - ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方
 - ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
 - ・ マイナンバーカードに付与されている電子証明書の有効期限が切れている方
- ② 次のような場合は、ご本人の申請に基づき、「資格確認書」の交付ができます。
 - ・ マイナンバーカードを紛失した場合
 - ・ マイナンバーカードを更新中の場合
 - ・ 要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者）

「資格確認書」について

- ・ 「被保険者証」から「資格確認書」に名称が変更
- ・ 材質及び形状並びに券面の記載事項は同じ
- ・ マイナ保険証を保有していない方には、当分の間、申請によらず「資格確認書」を交付（毎年7月に発送）

「資格確認書」を、医療機関の窓口にお持ちいただくことで被保険者証と同様に、医療を受けることができます。

マイナ保険証に関するよくある質問

Q マイナ保険証は、全ての医療機関・薬局で使うことができますか

A ほとんどの医療機関・薬局でマイナ保険証が利用できます。
なお、マイナ保険証が利用いただける医療機関・薬局は、厚生労働省のホームページで公表されています。

Q マイナ保険証を落としたり、紛失したりした場合はどうすれば良いですか

A マイナンバーカードを落としたり、紛失したりした場合は、24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けておりますので、マイナンバー総合フリーダイヤルへ、お電話ください。
(マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178)
なお、マイナ保険証を紛失した場合は、ご本人の申請に基づき、「資格確認書」を交付します。那須町役場住民生活課又は各支所で交付申請をしてください。

Q 自分の健康保険情報が正しく登録されているかを確認する方法はありますか

A マイナポータルにログインし、「登録情報の確認」の「確認」ボタンを押し、「健康保険証」を押すと、健康保険証の登録状況が確認できます。
ご自身が、スマートフォンなどマイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下の方法で、ご確認ください。
・ ご家族の方などが所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認
万が一、医療機関・薬局で別の方の情報が表示された場合は以下のいずれかにお問合せください。
・ マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178
・ 那須町役場住民生活課医療保険係(0287-72-6909)

Q マイナ保険証には有効期限や更新がありますか

A マイナ保険証はご自身の健康保険の資格に変更が無ければ更新不要で使用できます。
ただし、医療保険者が変わる場合は、これまでと同様に加入の届け出が必要です。
また、マイナンバーカードに付与されている電子証明書には有効期限があり、有効期限が経過したまま、電子証明書の更新がされていない場合は、マイナ保険証が使用できなくなります。なお、この場合は、申請によらず、「資格確認書」を交付します。

Q マイナ保険証の読み取りができない場合は、どのように受診すれば良いですか

A マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付します。何らかの理由でマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」又はマイナポータル資格確認情報画面を医療機関などの窓口で提示することで受診可能です。

Q 国民健康保険を脱退し、社会保険に加入する際は、あらためてマイナ保険証の利用登録をする必要がありますか。

A 一度、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すれば、社会保険に加入する際や、再度、国民健康保険に加入する際に、あらためてマイナ保険証の利用登録をする必要はありません。なお、社会保険に加入したときは、那須町役場住民生活課又は各支所において、国民健康保険の脱退手続きが必要となります。

お問い合わせ

那須町役場 住民生活課 医療保険係 (0287-72-6909)